

● **障害者相談支援事業** それぞれの障がいの様子に合わせ、具体的な相談に応じます。

区	主に対応する障がいの種別	相談窓口の名前	住所	電話	FAX
葵区	身体障がい	障害者生活支援センター城東	葵区城東町24-1	249-3222	209-0230
	知的障がい	サポートセンターコンパス北斗	葵区慈悲尾180	278-7828	277-3019
	精神障がい	静岡市支援センターなごやか	葵区城東町24-1	249-3189	209-0163
	重症心身障がい	アグネス静岡	葵区城北117	249-2833	249-2831
駿河区	身体障がい	ひまわり事業団ピアサポート	駿河区曲金5-4-58	287-5588	287-4922
	知的障がい	静岡医療福祉センター児童部 地域支援・相談室「やさしい街に」	駿河区曲金5-3-30	285-0789	285-0789
	精神障がい	静岡市支援センターみらい	駿河区曲金3-1-30	285-8870	285-8870
清水区	身体障がい	清水障害者サポートセンターそら	清水区庵原町219-18	366-7781	366-7780
	知的障がい	障害者相談支援センターわだつみ	清水区駒越西2-10-10	335-1031	335-7821
	精神障がい	はーとぼる	清水区村松原3-14-8	337-1746	336-7655

● **権利擁護等に関する相談支援** 障がいのある人、子どもが安心して地域で暮らせるよう、  
人権・権利に関する相談に応じます。

相談窓口の名前	住所	電話	FAX
静岡市障害者110番	葵区城内町1-1	275-1816	275-1818
静岡市地域福祉権利擁護センター	葵区城内町1-1	273-8090	252-2420

● **静岡市役所の障がい福祉に関する窓口** 手帳の申請や各種サービスの利用に関することは、  
静岡市の各窓口で相談に応じます。

相談窓口の名前	住所	電話	FAX
葵福祉事務所 障害者支援課	葵区追手町5-1 葵区役所2階	221-1589	254-6322
駿河福祉事務所 障害者支援課	駿河区南八幡町10-40 駿河区役所1階	287-8690	287-8660
清水福祉事務所 障害者支援課	清水区旭町6-8 清水区役所1階	354-2121	352-0323
清水福祉事務所 蒲原出張所 福祉係	清水区蒲原新田1-21-1 清水区役所蒲原支所1階	385-7790	385-3110

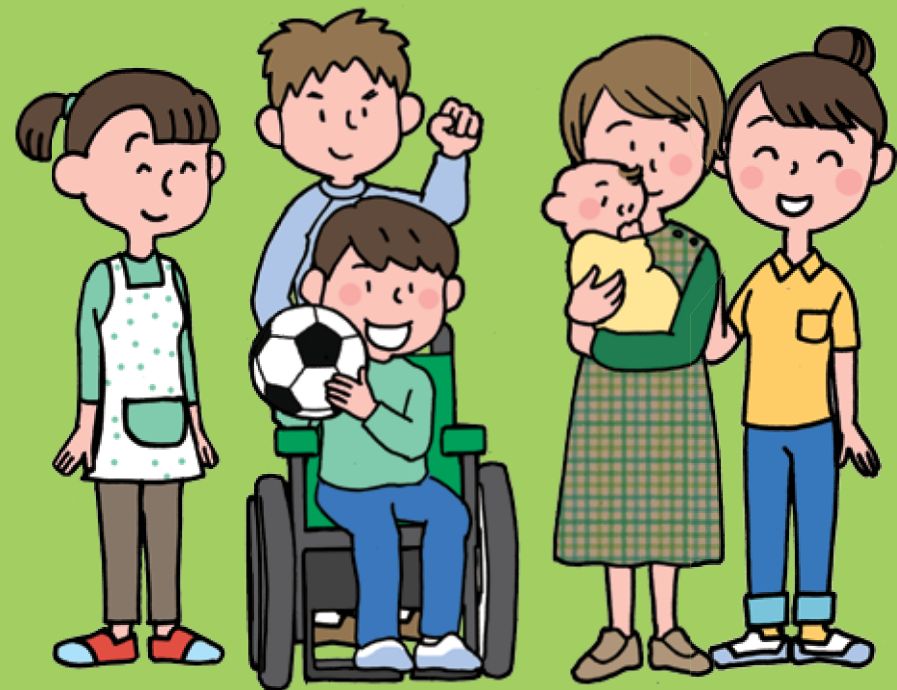
発行：静岡市

ガイドブックに関するお問い合わせ

障害福祉企画課 TEL:054-221-1198 FAX:054-221-1494

障がいのある方の

# ヘルパーサービス 活用ブック



ヘルパーサービスをよりよく利用するための活用ブックです。

サービス開始前にご一読ください。

# もくじ

- 各サービスの概要 1 ページから
- ヘルパーのできないこと 5 ページから
- 「なびシート」 7 ページから

※「なびシート」とは…ご自身の状態やヘルパーさんに知っておいてほしい情報などを記入し、支援に活かすことを目的としたシートです。

## ヘルパーサービスを利用する前に

- サービスは、日常生活において、現在支援が必要な場合に申請ができます。
- 65歳以上の方は、原則として介護保険が優先されます。  
ただし、介護保険にないサービスについては、利用できるものもあります。
- サービスの中には行うことを禁止されているもの、ヘルパー業務として行うことはできても、制度上公費負担の対象にならないものがあります。
- サービスの利用には「障害福祉サービス受給者証」が必要です。
- どのような内容でサービスを利用できるかについては、お住まいの区役所窓口や相談支援事業所、ヘルパー事業所などで確認をしましょう。

## 居宅介護(ホームヘルプ)

自宅で生活されている方に対し、ヘルパーが自宅を訪問して、食事・入浴・排せつなどの身体介護や調理・掃除などの家事援助を行います。

## 身体介護



食事介助



排せつ介助



入浴介助



更衣介助



身体の清拭



移乗介助



体位変換

- 起床・就寝介助
- 服薬介助・水分補給
- 身体整容  
(爪切り、髪を整えるなど)

## 家事援助



調理・後片付け



掃除・ゴミ出し



洗濯



衣類の整理・補修



生活必需品の買い物



ベッドメイク



薬の受け取り



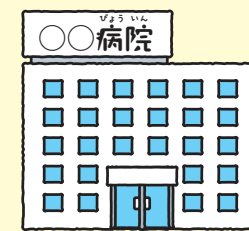
コミュニケーション介助



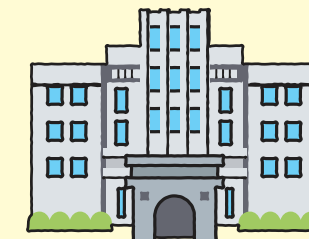
育児支援※

※「育児支援」は、利用者(親)が本来家庭内で行うべき養育を代替するもので、利用者、子ども、家族状況などを踏まえ、支援内容として認められる場合があります。

## 通院等介助



病院や診療所への通院



官公庁での介助

(計画相談事業所などにおける相談の結果、紹介された場合)



福祉サービス事業所の見学



介護タクシーや公共交通機関などを利用して移動する場合の運賃(交通費)については、契約した事業所へお問い合わせください。

つう いん どうじょう こう かい じょ  
**通院等乗降介助**

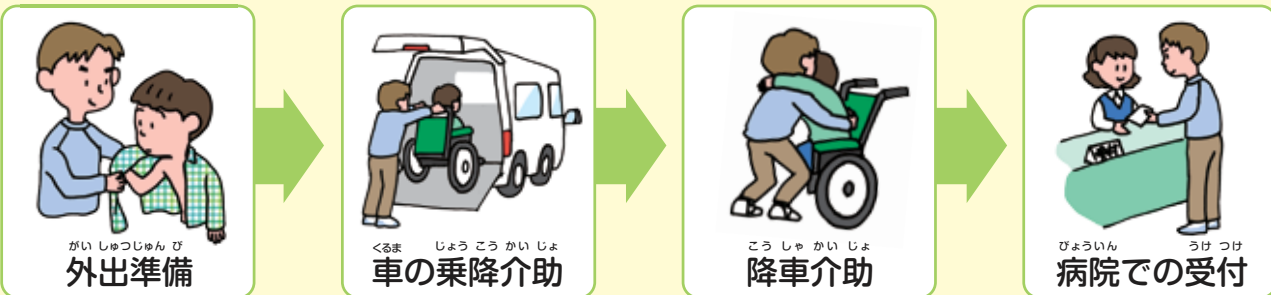


つう いん どう かい じょ おな びょういん つういん りょう  
通院等介助と同じく、病院への通院などで利用ができます。  
つう いん どうじょう こう かい じょ みずが うんてん くろま じょうしゃ こうしゃ  
通院等乗降介助は「ヘルパー自らが運転する車への乗車または降車  
の介助」に加え、次のいずれかの介助を行います。

- ① 乗車前・降車後の屋内外における移動の介助
- ② 通院先での受診の手続きや移動の介助

※通院等乗降介助は、時間ではなく必要な回数で支給決定されます。通院等乗降介助の前後に連続して30分を超える身体介護を行う場合は「通院等介助」になります。  
※運賃（交通費）については契約した事業所へお問い合わせください。

例)



じゅうど ほうもん かいご  
**重度訪問介護**

自宅で生活されている重度の肢体不自由者または重度の知的・精神障がいにより常に介護を必要とする方に対し、ヘルパーが自宅を訪問して食事・入浴・排せつなどの身体介護や調理・掃除などの家事援助を行います。

- 比較的長時間にわたり、日常生活全般について見守り支援とともに、次の支援が総合的に提供されます。



い どう かん し えん  
**移動に関する支援**

自分一人では、外出することが難しい障がいのある方に対し、外出時にヘルパーを派遣し、必要な移動の支援および外出に伴って必要となる支援を行います。

支援の対象になるもの

- 社会生活上必要不可欠な外出
- 余暇活動等の社会参加のための外出

同行援護

視覚障がいにより移動に困難を有する方に、移動の援護、代筆や代読を含む視覚的情報の支援、その他外出する際に必要となる外出支援を行います。

行動援護

知的・精神障がいにより行動上著しい困難を有する方に対し、行動する時の危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

移動支援

(地域生活支援事業)

- 身体障害者手帳を所持し肢体不自由1級(上肢及び下肢がともに1級)の方
  - 療育手帳を所持している方
  - 精神障がいのある方
- に対し、外出時に必要な移動の支援および外出に伴って必要となる支援を行います。

支援の例



希望の外出目的がどのサービスの対象になるか、申請時に確認しましょう。

# ヘルパーサービスの対象にならないもの



## 居宅介護・重度訪問介護の対象とならない支援

### 利用者以外へのサービス

サービスは利用者のみの利用になります。家族分の調理や洗濯、買い物は行うことができません。また、利用者が主に使用していない場所（玄関、廊下、リビング、トイレなど）の掃除は行うことができません。

※ただし、同居の家族が病気が障がいなどでできない場合、共有スペースの掃除は、支援内容として認められることがあります。



### 草むしり、花木の水やりなど



### ペットの世話



### 自家用車の洗車、掃除



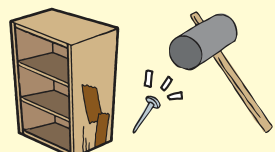
### 大掃除、窓のガラス磨き 床のワックスがけ



### 家屋の修理、ペンキ塗り



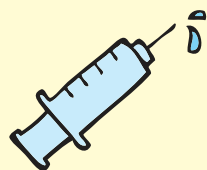
### 来客の応接、留守番



### 家具、家電などの移動 修繕、模様替え



### 正月などのために特別な 手間をかけて行う調理



### 医療行為 ※特定の研修を受けたものを除く

## 通院等介助・同行援護・移動支援の対象とならない支援



### 病院での待ち時間、診察時間

原則として、病院内での付き添いはできません。  
※病院職員が対応できない状況で、ヘルパーの介助が必要な場合などは、支援内容として認められることがあります。



### 経済活動にかかる外出や通年かつ長期にわたる外出

通勤や福祉サービス事業所などに通うための利用はできません。

# ヘルパーサービスとしてできないこと



### 利用者が不在の時のサービス

急な外出などで利用者がいない場合は、家族が在宅でもサービスを行うことはできません。



### 計画にないサービス

サービスは計画に沿って行われます。急な内容の変更や計画にないサービスはできません。



### 経済的な活動 (自宅内就労の手伝い・営業活動など)



### 同じ時間帯でのサービスの同時利用 (福祉サービス事業所通所中のヘルパー利用など)

## 利用に際してのお願い



● サービスの日時に変更がある場合は、早めに事業所に連絡しましょう。



● 暴言や暴行、セクハラ行為など、ヘルパーが嫌がることは絶対にやめましょう。



● サービスを利用している時は、過度な飲酒やタバコは控えましょう。



● ヘルパー利用料とは別に、ヘルパーにお礼や贈り物を渡す必要はありません。

# さんの「なびシート」

きゅうひ  
記入日:  
年  
月 日

しえんしゃ いっしょ きゅうひ  
支援者さんと一緒に記入しましょう

[Blank note area]

[Blank note area]

[Blank note area]

[Blank note area]

[Blank note area]

# さんの「なびシート」

きゅうひ  
記入日:  
年  
月 日

しえんしゃ いっしょ きゅうひ  
支援者さんと一緒に記入しましょう

[Blank note area]

[Blank note area]

[Blank note area]

[Blank note area]

[Blank note area]

じ ゆう き に ゆう  
自由記入スペース



なまえ きかんめい  
名前(機関名)  
れんらくさき  
連絡先



きん きゅう れん らく さき  
緊急連絡先

1.

2.

3.